

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年2月16日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

北海道総合計画成果品制作委託業務

(2) 業務目的

令和6年夏頃に策定する新たな北海道総合計画は、今後の道政の基本的な方向性を総合的に示すとともに、道民と道の共通の指針としての性格を有するものであることから、幅広い層の道民への理解を促進する必要がある。

このため、本業務は、デザインやレイアウトなどに工夫を凝らし、親しみやすく、読みやすくした計画書等の制作等を行うものである。

(3) 業務内容

新たな総合計画に基づき、下記の成果品①～⑥の企画立案、編集及び構成、説明文等の作成、イラスト等の作成・挿入、印刷、製本等一切の業務を行うこと。

内容	作成部数	備考
① 本編の制作	3,500部	イラスト等を用いて、親しみやすく、読みやすくした本体冊子。
② 概要版（日本語）の制作	6,000部	①の内容をさらにビジュアル化し、わかりやすくまとめた冊子。
③ 概要版（英語）の制作	0部	②の英語版。電子版のみ
④ 簡易版の制作	3,500部	主に小学生、視覚障がい者・知的障がい者を対象。全ページに音声コード（※）を入れる。
⑤ Web版の制作	一式	①～④を道のHPに掲載する上で、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット型端末等からも閲覧しやすいデータファイル（HTML版（電子ブック等）、PDF版）の作成。 （読み上げソフトにも対応可能とする。）
⑥ 動画の制作	一式	動画や広告など、新たな計画の普及に資する媒体の制作。

※ 音声コード：専用装置で読み取ると、音声で文字情報を聞くことができるコード。

(4) 履行期限

令和6年8月30日（金）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体

であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ケ 過去3年間に於いて国（事業団、独立行政法人及び国立大学法人を含む）、地方公共団体又は民間事業者から本業務と類似した業務について請負実績のある者であること。

3 担当部局

北海道総合政策部計画局計画推進課計画推進係（担当：小長谷、鳴海）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111（内線23-139）、011-204-5630（直通）

4 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、上記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限 令和6年3月1日（金）12:00（必着）

イ 提出場所 3に同じ

ウ 提出方式 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによること。）

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び最終日を除く平日の9:00～17:00（最終日は12:00）までとする。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案説明書等の交付期間及び方法

(1) 交付期間 令和6年2月16日（金）から令和6年3月1日（金）まで。

なお、上記3の場所での交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9:00～

17:00までとする。

- (2) 交付方法 上記3の場所で交付する。また、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

6 プロポーザル説明会の開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和6年2月22日（木）13:30～
(2) 開催場所 北海道庁本庁舎11階 職員監会議室

7 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 上記4の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。
(2) 上記7の(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。
ア 提出期限 令和6年3月15日（金）12:00（必着）
イ 提出場所 3に同じ
ウ 提出方式 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによること。）
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び最終日を除く平日の9:00～17:00（最終日は12:00）までとする。

8 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

9 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、3の企画提案の審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、1者を選定する。（日時、場所は別途通知。）

なお、企画提案書の提出が10を超える場合に、予備審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる10のヒアリング審査参加者を選定する。

10 契約手続

特定者を見積徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本円
(2) 契約書作成の要否 要
(3) 無効となる参加表明書又は企画提案書
ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
オ 虚偽の内容が記載されているもの。
(4) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知
企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。
(5) その他
ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。

エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。

オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。

キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。

ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。

(4) 関連情報を照会する場所及び企画提案に関する照会期限

ア 照会場所 3に同じ

イ 企画提案に関する照会期限 令和6年3月14日（金）17:00まで